

川崎市公告（調達）第281号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

区役所事務サービスシステム工程管理機能に係る拠点機器等の賃貸借及び保守に関する契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階 他

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年12月31日まで

(4) 調達概要

ア 調達物品

入札説明書によります。

イ 数量

入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づく資格停止を受けていないこと。
- (3) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止を受けていないこと。
- (4) 入札期日において、令和5・6年度川崎市「製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「事務用機器」に登載されており、「A」ランクに格付けされていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に関する入札に参加しようとする者等であること。
- (8) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (9) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。
- (10) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書及び2(8)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課システム管理・運用改善担当

電話 : 044-200-0166

F A X : 044-200-3912

E-mail : 25koseki@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問い合わせ等を行う場合は、件名に「【住基運営】」という標記を含めるとともに、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

(2) 配布・提出期間

令和5年9月25日(月)から令和5年10月6日(金)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。

なお、入札参加申込書及び申込みに必要な添付書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000153789.html>

(3) 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る)とします。ただし、郵送とする場合、提出期限は3(2)によらず、令和5年10月5日(木)必着とします。

(4) その他

- ア 提出された入札参加申込書等は返却しません。
- イ 提出された入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。
- ウ 入札参加申込書等に関する問合せ先は、3(1)の場所とします。

4 入札説明書等の閲覧及び交付

競争参加申込書を提出した者には、本市による提出物・資格等の簡易審査を受けた上で、以下に示す入札説明書等は無償で交付します。また、入札説明書等は3(1)の場所において3(2)の期間縦覧に供します(土・日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)。

なお、交付した入札説明書等は後日回収します。

区分	番号	資料名称	
配付資料	資料1	入札説明書	
	資料2	調達仕様書	
	資料3	様式1	一般競争入札参加申込書
		様式2	契約実績証明書
		様式3	質問書
		様式4	入札書
様式5		委任状	

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付期間

令和5年9月25日(月)から令和5年10月6日(金)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は交付できないことがあるので注意してください。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、本市による一般競争入札参加資格の審査の上、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、そのアドレスあてに令和5年10月13日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和5年10月13日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

6 申込後の辞退

入札参加申込書を提出した後に入札を辞退する場合は、開札までに入札辞退届により入札の辞退を届け出ることとします。なお、開札後の辞退は認めません。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 本公告、入札説明書及び調達仕様書等に関する質問

競争参加申込書を提出した者が、調達仕様書等に質問がある場合は、次により質問を行うことができます。

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和5年10月13日（金）から令和5年10月20日（金）まで（土・日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書を使用し、3(1)のメールアドレスあてに開封確認付きの電子メールにて送信してください。また、メール送信後にメールで送信した旨を3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められた全ての者に対し、令和5年10月27日（金）までに電子メールにて送付します。

9 カタログの提出について

入札参加資格があると認められた者は、導入予定機種、導入予定ソフト等が本調達の仕様を満たしていることを証明するためのカタログを3(1)の場所に令和5年10月17日（火）午後4時までに提出してください。なお、本市からの質問回答を踏まえ差替えが必要となった場合は、令和5年10月31日（火）午後4時までに差替え分を提出してください。また、開札日の前日までの間において、提出したカタログに関し本市から説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

1 0 入札の手續等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、1(1)の契約金総額で行います。入札金額の見積の際、次の事項を算定基準とし、月額（税抜）に月数（60 か月）を乗じる方法で算出してください。

- (ア) ハードウェアの本体価格及び保守料金
- (イ) ソフトウェアの本体価格及び保守料金
- (ウ) ハードウェア及びソフトウェアのセットアップ費用
- (エ) 調達物品の輸送及び設置に係る費用
- (オ) ハードウェア及びソフトウェアの保険料
- (カ) その他契約書及び仕様書に基づく調達物品のリースに係る費用

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所 川崎市川崎区駅前本町11番地2川崎フロンティアビル9階
市民文化局会議室

イ 日時 令和5年11月6日（月）午前10時

(3) 郵送による場合の入札書のあて先及び受領期限

ア あて先 3(1)に同じ

イ 受領期限 令和5年11月2日（木）午後5時必着

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格を有しない者の入札、入札参加申込書等に虚偽の記載をした者の入札、技術提案書の提出のない者の入札、入札の条件に違反した入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

イ 5に基づき確認通知を受けた者であっても、入札時点において2の競争入札参加資格を有しない者は、入札参加資格を有しない者に該当します。

1 1 契約の手續き等

(1) 契約保証金

ア 規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

1.2 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 競争参加申込書、入札書等の作成及び提出等の本調達への参加に要する費用は、入札者の負担とします。

(4) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加資格者指名停止等要綱・運用指針に基づく指名停止を行うことがあります。

(5) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(6) この入札への参加者が、2者以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(7) 入札前において、天災地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期又は中止することがあります。

(8) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(9) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(10) その他問い合わせ窓口は3(1)に同じです。